

一般質問通告一覧表

令和7年12月

質問 順位	会派名 (質問制限時間) ※答弁時間含む	質問者 [開始予定時間]	質問項目
1	チーム共創 いなべ (180分)	長崎十九八 12/9 9:00頃	1 令和8年度当初予算編成について
2		奥岡 敦史 12/9 10:00頃	1 降雪時、および凍結時の対応
3		近藤 厚旨 12/9 11:00頃	1 獣害対策の現状について 2 観光施策と施策の優先順位について
4	創風会 (60分)	伊藤 智子 12/9 13:00頃	1 多様な運動ができる場所の創設について 2 犯罪被害者支援者対策のさらなる充実について 3 介護人材の不足対策は～介護難民を出さないために～
5	新風いなべ (135分)	伊藤 三保 12/9 14:00頃	1 子どもたちの安全を守るために 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を市民のために
6		出口日佐男 12/9 14:45頃	1 クマの出没と住民の安全確保は
7		片山 秀樹 12/10 9:00頃	1 潜在的待機児童の実態、笠間こども園新園舎整備の付帯決議履行への計画、育休退園改善のための取り組みについて
8	新政・絆 (120分)	小川 幹則 12/10 9:45頃	1 粗大ごみ場の不便さ解消と環境整備について 2 いなべ市の獣害対策と熊への対応について
9		西井真理子 12/10 10:45頃	1 継続できる保育を目指して 2 狭あい道路整備補助金制度導入で安全な住環境を
10	いなべ未来 (60分)	岡 英昭 12/10 13:00頃	1 ごみの適切な処理について 2 高齢者の再活躍の場の提供を 3 中学校部活動の進捗状況を問う
11	無会派 (45分)	岡 恒和 12/10 14:00頃	1 いなべ市認定こども園の運営状況と課題について問う 2 特別養護老人ホーム建設について問う
12	無会派 (45分)	黒瀬 信明 12/10 14:45頃	1 市税について 2 外国人世帯に関する生活保護運用の実態把握について

※ 質問制限時間は、答弁を含めて一人60分を上限に会派内で割り振る。
無会派は答弁を含めて上限45分。

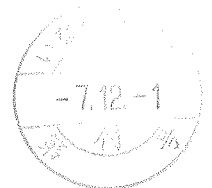
発言通告書（一般質問）

令和7年12月1日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
1	チーム共創いなべ	長崎 十九八	

質問事項 1	令和 8 年度当初予算編成について		
背景、論点			
・当初予算編成は、自治体の 1 年間の財政計画をたてるもので、年間の行政活動において重要な工程である。 ・人口減少、少子高齢化、住民ニーズの多様化など、自治体を取り巻く厳しい環境のなか、限られた財源を有効かつ効果的に配分し、いかにして住民の福祉の向上につなげるか、議会は 3 月議会で提出される当初予算案の審議だけでなく、編成段階で当初予算の考え方や、行財政計画に基づいた編成がなされているかを確認していく必要がある。			
ねらい			
・当初予算編成プロセスや、編成段階での市の考えを確認することで、市民への説明責任を果たすとともに、市民の行財政運営への理解を深める。			
説明に必要なデータ・根拠			
・なし			
質問内容 1			
(1) 令和 8 年度当初予算編成（以下、予算編成）における編成スケジュールは。 (2) 予算編成における財政見通しは。（景気動向、国の方針等含む） (3) (2) に基づく編成の考え方は。 (4) 予算編成の方法は。 (5) 予算編成における留意事項、徹底事項は。 (6) 令和 6 年度決算や行政評価の結果等について、今回の予算編成にどのように反映させているか。 (7) 予算編成における市長の重要施策とその優先順位は。			
受付日時	令和 7 年 12 月 1 日 午前 8 時 30 分		受付番号 13



発 言 通 告 書（ 一 般 質 問 ）

令和7年11月28日

いなべ市議会議長 様

次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印			
2	チーム共創いなべ	奥岡 敦史				
質問事項 1	降雪時、および凍結時の対応					
背景、論点						
大通りは除雪、融雪剤散布などの対応がされているが、路地の対応ができていない現状が見受けられる。また、一度降雪すると数日間 凍結して困難になる。 温暖化の反動で警報級の降雪になっている近年の現状も想定すべきである。						
ねらい						
自助、共助、公助できる仕組みづくり						
説明に必要なデータ・根拠						
なし						
質問内容 1						
(1) 幹線道路は除雪、融雪剤散布などしていただけてますが、路地に対する考えは。 (2) 市内で長期凍結場所の認識と対応は。 (3) 自治会要望で除雪に関する主なものは。 (4) 高齢者は除雪等の作業が困難である。市は地域、自治会などに対応を委ねているが、市単独の除雪支援として小型除雪機購入補助などの考えは。						
受付日時	令和7年11月28日 午前 10 時 20 分		受付番号 3			



発言通告書（一般質問）

令和7年11月25日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
3	チーム共創いなべ	近藤 厚旨	

質問事項1	獣害対策の現状について
背景、論点	
私が選挙期間中、多く寄せられた要望が獣害対策、特にサルについての対策の要望でした。要望として、「趣味でされている農作物の被害」「住宅の屋根に登ることで屋根、樋、外壁などの被害が年々ひどくなっている。それに対して爆竹しか手段がないことへの不満。」が多くありました。 一方、獣害対策課に確認したところ、爆竹で対応する際、一人ではなく周りの地域住民全体でやらないと効果がないこと。また獣害対策課の人手が限られた中で精一杯仕事をされている現状を確認しました。 つまり、現場(行政)と市民の感覚にずれを感じました。 また、現在の獣害対策課は農作物の被害に対する獣害対策を基本としていて住宅地に対しての対策課ではないことも今回知りました。	
ねらい	
①市側と市民の認識のずれを修正する。 ②行政側に対しては獣害対策の定期的な研修活動、広報などを使って現状出来ること、出来ないことを市民に理解してもらう活動を増やす。 ③市民側は一度ゼロから獣害対策を考え直し、各地域で地域としてどう対応するといいか対話する機会を設け、個人でなく自分の地域の問題として考えてみる。 ＊例として坂本地区の自営団の紹介。 ④住宅地に対する対策課を設ける。	
説明に必要なデータ・根拠	
特になし	
質問内容1	
(1) ロケット花火の配布が廃止され、爆竹の配布のみになってから、爆竹の効果的な使い方について、今後、市民に啓発する必要があると考えることは。 (2) 市民・地域の役割と行政の役割について、理解を得るために取り組んでいることは。 (3) 農作物だけでなく、住宅地に対する対策を明確にする、あるいは対策課設ける考える必要があるのではないか。 (4) これまでの獣害対策による一定の効果は上がっていると思うが、依然として市民の対策強化への要望は強い。この現状をどのように捉えているか。また対策は。 (5) 現状の対策について、評価・検証及び、より効果的な対策や長期的な対策に関して、専門家を交えた話し合いや研究を実施してはどうか。 (6) 先月の熊出没、目撃情報については、他の獣害と比べ、人の命に直接係わる問題なのでより深刻です。今後も出没することは十分考慮することが必要と思いま	

す。

特に山登り、キャンプ場はいなべ市にとって大事な観光資源ですが、閉鎖になれば大きな損害になります。特に大変な予算をかけてきたキャンプ場は大打撃となります。今後の対策、対応は。

質問事項 2	観光施策と施策の優先順位について		
背景、論点			
いなべブランドに力を入れてきたいなべ市ですが、この数年、市外の方から「いなべ市、最近いいよね」と聞くことが増えました。確かに新しいお店が増えたり、キャンプ場が話題になったりして、いなべ市が評価されることはうれしいことです。 一方で、選挙期間中、市民からは地元の生活者にあまり関係のない事業に多額の予算をどうして注ぎ込むのかという疑問をあちこちから聞きました。 私なりに咀嚼すると外からよく見えるまちでなく、市民が安心して、豊かな暮らしを実感できることに税金を使って欲しいと言われていると理解しました。 例えば、子育て中の方からは東員公園のような市民が集える公園、子供の保護者の方からは耐震工事でなく最新の設備が整った新しい小中学校の建て替え。ミドル世代からは統合した、いなべ市図書館などその予算があれば出来たのではと。 つまり市民のニーズと行政の施策の優先順位に市民は違和感を持っているのではないか？外に向かって PR や観光も大事ですが、もっと市民側の目線でやってもらいたい大事なことがあると市民が思っていると感じました。 例えば、キャンプ場が市民の福祉の向上や市の経済活性化に与える効果について、市民への説明が不足しているのではないかと。議会もその効果について継続的にフォローしていかなければならないと感じました。 さらに今回、市議会議員選挙で今までにない、新人が 7 人も選ばれました。これも、より市民に近い目線で施策の優先順位や施策の効果を見てほしいという市民のメッセージではないでしょうか。			
ねらい			
観光施策について市民へ説明責任をより明確にするとともに、観光施策の位置づけや施策の優先順を確認する。			
説明に必要なデータ・根拠			
特になし			
質問内容 2			
(1) 観光施策の羅針盤となるいわゆる「観光振興計画」が策定されれば、その策定過程と策定後の進捗管理によって、観光施策に対する市民の理解も深まると考えられるが、策定の予定は。 (2) 農業公園に整備中のキャンプ場も含め、キャンプ場がいなべ市の活性化や市経済に与える具体的な効果は。 (3) 今後も限られた予算の中で、市民の福祉の向上を図っていかなければなりません。市長の観光施策についてのお考えを、子育て施策や、教育施策、福祉施策などの施策との優先順位という観点も含めてお聞かせください。			
受付日時	令和 7 年 11 月 28 日 午後 4 時 19 分		受付番号 4



発 言 通 告 書（ 一 般 質 問 ）

令和7年11月27日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
4	創風会	伊藤 智子	

質問事項1	多様な運動ができる場所の創設について
背景、論点	
身近で天候に左右されず運動が行える体育館は、市民の健康増進、青少年健全育成の場、こどもの居場所等、その果たす役割は多岐にわたり、市にとって重要なものであると考える。 その一方で、近年一般的に認知されているスポーツのフットサルや、市内で活動団体の多い野球の練習が行えない等、運動の内容が制限されている、という市民からの声が聞こえてくる。また、近年の夏季の気温上昇により屋外でのスポーツが中止となることも多く、運動の機会が損なわれることも懸念される。さらに、市内で夜間に運動のできる照明設備を備えた屋外運動施設の数に限られており、なかなか予約が取れないこともあるという声も多い。 藤原町にある太平洋セメントの所有する体育館では、体育館内壁面等の補強整備を行い、フットサルゴールを設置し、社員だけでなく市民の利用にも開放されており、多くの利用者がある。また、近隣自治体では学校体育館を定期的にサッカーや野球の少年団等の練習で使用している市町もある。 体育館であれば夜間も利用でき、また利用料金も屋外夜間の料金より安価となっている。今年度より行われる体育館空調設備の設置により、時期や天候を問わず、さらに体育館の運動制限が緩和され実施可能なスポーツが増えれば、市民にとって身近なものになり、また屋外施設でも、夜間照明の設置や、庁舎前のバウム、スパーク大安のような屋根、屋内運動場ができれば、運動の機会がより多く確保でき、さらに庁舎前で行われるようなイベントの開催場所としても活用ができ、市民にとってより有益ではないか。	
ねらい	
体育館での運動制限の緩和と屋外運動場の照明や屋根の設置により、天候等に左右されない運動ができる場所を確保することで市民の運動の機会を増加させ、また総合計画に掲げる総合的なスポーツ推進を進めること。	
説明に必要なデータ・根拠	
屋根付き運動場（広場）の設置例（一例） ・三重県四日市市 四日市ドーム ・岐阜県美濃加茂市 ぎふ清流里山公園内 屋根付き広場 ・滋賀県近江八幡市 健康ふれあい公園内 屋根付き多目的広場 ・滋賀県甲賀市 信楽運動公園内 屋根付多目的広場（ウイング21） ・奈良県橿原市 橿原運動公園内 屋根付運動場	

質問内容 1

- (1) 市内体育館において、フットサルや野球の練習が許可されている体育館はあるか。
- (2) 例えば野球ならボールは柔らかいゴムボールは使用可能、サッカーならキックは禁止、全般的には用具や施設汚損の恐れがある行為は行わない等、その他のスポーツも含め、一定の制限を設けて多様な利用を許可することも考えられるが、市の所見は。
- (3) 今後、学校以外の体育館も含め、壁の補強や、周囲をネットで囲えるようにする等といった改修の予定はあるか。また、このための改修でなくとも、通常の改修整備にこういった改修を含めて行う予定や、その必要性はないのか。
- (4) こどもの居場所の創設の中に、天候に左右されず、多様な運動ができる場所の観点は盛り込まれているか。
- (5) 屋根付き運動場や屋内運動場を設置する考えは。
- (6) 廃校となった小学校の体育館を利用する考えは。
- (7) 近隣市町では、運動場に照明設備のある小学校もある。設置の考えは。
- (8) 旧大安庁舎周辺において、グリーンラボ等自然と調和したイベントが行われているが、近隣にある大安町スポーツ公園運動場と合わせた活用も踏まえ、照明設備の修繕、解体等の予定はあるのか。

質問事項 2

犯罪被害者支援者対策のさらなる充実について

背景、論点

犯罪被害者の支援という視点ができた平成16年の犯罪被害者等基本法が制定され、20年が経過した。本市においても令和2年10月に条例は施行されているが、過去の答弁では「みえ犯罪被害者総合支援センターと連携を取る」とのことで、対策が十分ではないと考える。

ねらい

「市」民の「役」に立つ「所」と書いて市役所である。市民に一番近い役所が市民が犯罪に巻き込まれた際に、しっかりと寄り添う施策の展開を求める。

説明に必要なデータ・根拠

質問内容 2

- (1) 犯罪被害者への支援体制・支援策は。
- (2) 犯罪被害者等支援施策集が県内の市で作成されていないのが、伊賀市と桑名市と本市のみであるが、作成はしないのか。
- (3) 令和2年10月に条例は施行されているが、支援金制度がないのは県内で尾鷲市と本市だけであるが、支援金制度の設計は。

質問事項 3

介護人材の不足対策は～介護難民を出さないために～

背景、論点

介護保険制度が平成12年にスタートして四半世紀が経過した。何度も制度設計の修正が加えられてはいるが、介護全般を担っているこの制度のおかげで、介護者も被介護者も日常生活を送ることができている。

いわゆる2025年問題では全国で34万人の介護人材が不足すると言われ、本市に当てはめると計算上は128人不足していることになる。あらゆる業界において人手不足が叫ばれているなか、本市においても介護人材の確保とその定着に努めてきている。しかし、介護サービスの利用者数が増えてゆく一方で、介護人材の不足が深刻化していることが明らかな今日、誰一人取り残さず、将来にわたって介護難民を発生させないためには、さらに踏み込んだ取組みが求められると考える。

ねらい

介護人材育成支援事業補助金の創設

説明に必要なデータ・根拠

いなべ市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の事業所へのアンケート調査によると「人材の確保が難しい」と回答した事業所が前回の59.3%から66.7%に増えている。

質問内容3

- (1) 本市の介護人材の現状についての見解は。
- (2) 高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画では介護人材の確保・定着支援について以下、6点について述べられていた。
- ・介護に関する入門的研修等を開催し、介護に興味のある人の増加を図ります。
 - ・国や県等による介護人材確保に関する取組・制度の周知及び活用促進を図ります。
 - ・介護助手等の取組について情報収集を進めます。
 - ・学校での職場体験における介護サービス事業所等への受け入れ機会の拡充や、各種イベント等を通じ、介護職の魅力発信の機会をつくります。
 - ・介護職員の負担軽減を図るための介護ロボット・ICT導入について情報収集を行い、事業所の支援を行います。
 - ・指定申請や実地指導時の提出書類を削減し、事業所の負担軽減を図ります。

①これら6点の実績及び課題は。

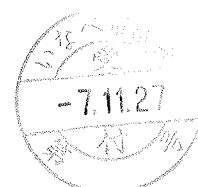
②これを踏まえ、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画介護人材の確保・定着支援はどのように展開してくのか。

(3) 介護報酬の地域区分（等級）について

介護人材の処遇改善については国が介護報酬において様々な加算を設けることにより推進されている。区分も5区分から7区分に細分化されたことは評価できる。しかしながら、本市が現在置かれている状況は、地域による賃金差を介護報酬に反映するための地域区分の設定が7級地である。本市の周辺には本市よりも高い地域区分の自治体もあり、そのことが近隣他市との報酬の差となっているのではないかと考えるがいかがか。

(4) 市独自に処遇改善のための改善策を講じる考えはないか。

受付日時	令和7年11月27日 午前10時28分	受付番号	2
------	---------------------	------	---



発言通告書（一般質問）

令和7年12月1日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
5	新風いなべ	伊藤 三保	

質問事項1	子どもたちの安全を守るために
背景、論点	
(1)ランドセルの子どもの身体に及ぼす影響について、また物価高騰の折、保護者の経済的な負担軽減のために本市で出来ることは何か。 政府は、2018 年家庭学習で使わない教科書やノートなどを学校に置いて帰る「置き勉」を正式に認める方針を示した。これは、ランドセル症候群というランドセルの重さによるこどもの身体の負担軽減対策のためである。 ランドセルの重さについては、牛革 1,300g～1,450g、人口皮革 1,100g～1,300g、コードバン 1,500g～1,600g、ナイロン製 900g 以下のものと多種あるが、教科書、ノート、筆記用具、タブレット、資料などを収納すると 6 kg～7 kg にもなる。 成長期のこどもの健康を考えれば 3kg 以内が望ましく、もっと身体的に負担の軽いものを利用するべきと考える。また、昨今ランドセルの価格が高騰している現状がある。経済的な負担を考えると安価で軽く、強靱なバッグの利用が必要であると考える。 他市町の事例として、東京都杉並区、千葉県流山市などでは、「ランドセル以外の両手が塞がらないリュック型の鞆も使用可」としており、代替リュックを「行政として配布」している自治体も富山県立山市、長野県駒ヶ根市、山形県村山市などで行われている。 (2)小学校に通学する際、獣から子どもの安全を守るための対策をしっかりとすべきと考える。藤原町では、熊の目撃情報により、こども園が車での送迎を推奨している現実がある中、小学生は徒歩での通学となっている。 また、昨今の長期間に及ぶ猛暑の中での徒歩通学は、子どもたちにとって大変危険と言わざるを得ない。見守り隊の高齢化などの問題もある。 現在、スクールバスは廃校に伴う場合、通学距離が 4 Km 以上と、限定的に運用されている。しかし、危険生物の出没、猛暑、見守り隊の高齢化など、新たなリスクに対応する必要がある。子どもたちの安全確保の観点から、スクールバス運航の拡大は必要不可欠と考える。	
ねらい	
(1)子どもの身体の負担軽減のために、ランドセルより軽量の代替バッグへの転換と教科書のデジタル化を考えるべきと問題提起し、当局において検討を求める。 (2)小学校に通学する際の、昨今の猛暑、また獣から子どもの安全を守るための更なる対策を充実する。	
説明に必要なデータ・根拠	
ランドセル購入に関する調査 2025 年（(株)クロス・マーケティング）	
質問内容 1	

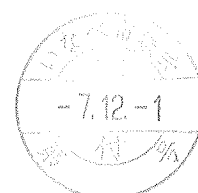
(1) ランドセルについて

- ①本市では、小学生の通学鞆について、ランドセル以外の選択肢について検討した事はあるか。
- ②ランドセル購入について、保護者への経済的負担に考慮したことはあるか。
- ③教科書のデジタル化を進め、教科書の持ち帰りをなくすような取組をする考えは。

(2) 児童・生徒の通学時の安全対策について

- ①猛暑、害獣などの危険性について、どのような認識をお持ちか。
- ②子どもを危険から守るために、現状の見直し、検討を行う考えは。

質問事項 2	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を市民のために		
背景、論点			
政府は、物価高対策として、自治体を使い道を決められる物価高騰対応地方創生臨時交付金を拡充した。 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付された際、本市は45項目、令和3年度、4年度では20項目についてわたり事業を展開した。 そして、令和5年度からは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に移行したのだが、令和5年度は住民税非課税世帯給付事業など3項目、令和6年度は、給付金・定額減税一体支援給付事業など4項目、令和7年度は計画で、子育て支援事業、生活困窮世帯給付事業と3項目である。 この交付金は、生活の安全保障と物価高対策が第1の柱として掲げられた。交付金の拡充でおこめ券やプレミアム商品券の配布を推進するほか、賃上げを行う中小企業を支援、冬場の電気・ガス代支援、また全国で急増するクマ被害の防止に向け「クマ被害対策パッケージ」を策定し、捕獲人材の確保などへ向け関係省庁の連携を強化するなどに使用できるものである。 この趣旨に沿った使い方ができているか。また、今後の計画を問う。			
ねらい			
交付金を使い道が市民のために使われているか。			
説明に必要なデータ・根拠			
特になし			
質問内容 2			
(1)令和7年度の計画で、小中学校子育て世帯支援事業で給食費の無償化に使われるが、給食費の無償化については、下水道料金の値上げによるものと阿下喜温泉の指定管理料として支払われていたものが財源となるという答弁だったが、なぜ交付金を使うのか。 (2)生活困窮家庭、子育て世帯に対する支援は大変重要であると考えているが、国の推奨メニューには、プレミアム商品券、電子クーポン、お米券、中小企業に対する支援などたくさん上げられている。もっと広く市民に還元するべきだと考えているが、見解は。			
受付日時	令和7年12月1日 午前 8時 30分		受付番号 7



発 言 通 告 書（一般質問）

令和7年12月1日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
6	新風いなべ	出口 日佐男	

質問事項1	クマの出没と住民の安全確保は
背景、論点	
●日本全国でクマの出没が相次いでおり、クマによる人的被害が発生している。特に人里での被害が深刻な問題となっている。 ●環境省によると、今年度（令和7年度）のクマによる人身被害は、4月から10月で196件（210人）となり、過去最悪の状況であるとされている。そこで、被害対策として34億円の補正予算を計上し、自治体支援の強化や「ガバメントハンター」の任用、電気柵設置費用補助などの対策を講じている。 ●いなべ市においても、今から10年前の2015年（平成27年）5月に熊騒動があったが、令和7年11月21日（金曜日）14時30分頃、藤原岳の木和田尾根・登山道口から西におよそ600m付近にクマらしきものを目撃したとの情報があり、新聞、テレビ等マスメディアで報道されているところである。 ●先ごろ、こども園から保護者へ注意喚起が出された。園児の命に関わる重大な問題であり、市としてこの状況をどのように認識しているのか、現状把握と危機意識を聞く。 ●市内では柿やみかんが多く実り、今年は特に豊作で、選挙期間中に市内を回っているとあちらこちらで多数の放置果樹を確認した。これらは熊、猿などを呼び寄せる大きな要因のひとつである。 さらに捕獲の現場は猟友会に頼るを得ないのが現状と考えるが、高齢化と担い手不足が深刻である。	
ねらい	
●市の対応を市民に正確に迅速に伝える。 ●市民の安全確保	
説明に必要なデータ・根拠	
●ふじわらこども園長の「藤原町内におけるクマの目撃情報と送迎時の注意について」の注意喚起文書	
質問内容1	
（1）市の対策について ①クマの目撃・出没をどのように確認しているのか。 ②出没情報に対する関係機関（警察、消防、三重県農林事務所・みどり共生課及び獣害対策課）との連携は。 ③出没情報の即時共有体制（LINE、防災無線、学校・保育園との連絡体制）の強化は図られているか。 ④市が主体となった捕獲体制強化（罠の増設、センサーカメラの導入、市職員の資格取得など）に取り組む考えは。	

⑤今後、目撃情報が増えてきた場合、「ガバメントハンター」を任用してはどうかと思うが、市の考えは。

※「ガバメントハンター」＝自治体が狩猟免許を持った駆除専門の公務員として雇用する制度

⑥岐阜県飛騨市、中津川市や新潟県新発田市^{しばたし}ではドローンに猟犬（犬）の鳴き声や花火の音を搭載してクマを追いつまう取り組みを行っており、平地でのクマの出没が減ったり、農作物への被害がなくなったりしたことから「一定の効果があつた」と評価されている。実用化を目指して有効性を検討してはどうか。

⑦市民並びに登山客に対しての注意喚起、安全確保は。

※スクリーン掲示 三重県発行の「クマに注意！」パンフレット

⑧クマの目撃情報があつた場合、小中学生の登下校時にどのような対応を教育委員会や学校は行うのか。例えば先般ふじわらこども園では、園長名で注意喚起が行われ、送迎時は、可能な限りお車で送迎を呼び掛けている。小学生、中学生への対応は。

⑨クマ（ツキノワグマ、ヒグマ）は法律（鳥獣保護管理法）で保護されている野生動物であり、許可なく捕獲・駆除することは「鳥獣保護管理法」に違反し、罰則の対象となる。しかし今年9月に施行された「緊急銃猟制度」により、人的被害の恐れがある場合、特定の条件を満たせば市町村長の判断で捕獲できるようになった。市で人的被害の恐れがあると判断して捕獲した場合に、保護するのか駆除するのか見解を問う。

（2）放置果樹対策について

①放置果樹や住宅地周辺の草木の管理など、住宅地での誘因物対策の徹底が必要と考えるが市の見解は。

②自治会単位で、放置果樹の調査、一斉収穫、剪定や伐採、管理できない世帯のサポートといった取り組みができるよう、市として支援制度を創設できないか。

（3）猟友会への支援強化について

①出勤手当、捕獲報償金の増額は考えられないか。

②若手ハンター育成支援についてはどう考えているか。

（4）県への要請について

市単独では限界があるため、三重県に対して次の4項目を強く求めるべきと考えるが、要請を行う考えはあるか。

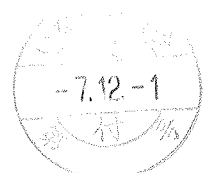
①有害捕獲許可の迅速化について。

②野生動物専門員（県職員）の派遣と専門的助言が必要と考えるが現実的にはどうか。

③県道沿い、県有地の草刈り・放置竹林の整備を促進できないか。

④放置果樹対策への県補助メニュー拡充、猟友会支援の県予算拡充を要望するべきと考えるが見解は。

受付日時	令和7年12月1日 午前 8時 30分	受付番号	9
------	---------------------	------	---



発 言 通 告 書（一般質問）

令和7年12月1日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
7	新風いなべ	片山 秀樹	

質問事項1	潜在的待機児童の実態、笠間こども園新園舎整備の付帯決議履行への計画、育休退園改善のための取り組みについて
背景、論点	
●市内には複数の子ども園がありますが、地域によっては希望する園に入れないケースがある。 特に、0～2歳の未満児の待機児童が多いと聞く。例えば大安町の入園希望者が北勢町や藤原町の子ども園に空きがあっても距離が遠いため、実質的に入園できず「潜在的待機児童」となっている家庭が存在する。 国の基準では待機児童ゼロとされているが、実態としては市内全体で二桁の待機児童が存在すると言われ、保護者の不安と不満があると考えられる。 ●笠間こども園 新園舎整備の経緯 ・仮園舎周辺での新園舎建設を求める署名（約200名）が提出されたが、候補地は不適格と判断。 ・市は安全性・土地条件等から現地での用地買収を決定。 ・令和6年第3回定例会で、議会は盛り土の安全性、交通安全、情報公開など6点を付帯決議し、用地買収議案を採択。付帯決議に対する市の対応を市民・議会への説明責任が問われる。 ●親が育児休業を取得すると、上の子が子ども園を退園する可能性がある、いわゆる育休退園の懸念がある。 育休退園は、 ・上の子の生活リズム、友人関係の喪失 ・乳児と幼児の同時育児による保護者の負担増 ・保護者のメンタル不調 ・再入園困難による復職の妨げ など重大な問題を引き起こす可能性がある。	
ねらい	
子育てしやすいまち「いなべ」を更に向上させる	
説明に必要なデータ・根拠	
●未満児待機児関連 ・年齢別待機児数（0歳・1歳・2歳） ・希望園と実際の入園園との距離、振り分け状況 ・過去3～5年の推移 ●笠間こども園関連 ・候補地の不適格理由 ・盛り土・交通安全・情報公開の進捗状況 ・付帯決議への対応方針 ・年齢構成（0～2歳/3～5歳）の予定	

質問内容 1

(1) 未満児待機児童の実態について

- ①来年度、未満児の待機児童は現時点において、何名いるのか。
- ②希望する園に入れなかった未満児は年齢別に何名か。
- ③待機児解消のため、定員増・保育士確保・一時保育拡大等の施策をどう考えているか。
- ④昨年、育休退園となって退園した未満児は何名いたのか。また来年度育休退園の予定は。
- ⑤育休退園を改善する施策として未満児専用の子ども園を建設する計画は。

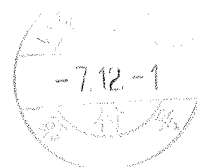
(2) 笠間こども園新園舎整備における付帯決議の履行について

- ①盛り土の安全性に関する地質調査・地盤改良の進捗と、その公開方法はどうか。
- ②交通安全対策（横断歩道、ガードレール、誘導員等）の具体策と実施時期は。
- ③新園舎整備の情報公開は、どの時点でどのような方法で行う予定か。

(3) 育休退園の実態把握について

- ①過去5年間の育休退園件数は何件か。
- ②在園継続を希望したが退園となったケースはあるか。
- ③育休中の保護者に対する保育必要性の判断基準はどうなっているか。
- ④育休中でも上の子の在園継続を認める制度を導入できないか。

受付日時	令和7年12月1日 午前 8時 30分	受付番号	8
------	---------------------	------	---



発言通告書（一般質問）

令和7年12月1日

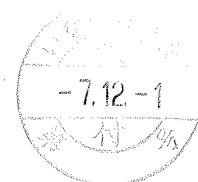
いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
8	新政・絆	小川 幹則	

質問事項1	粗大ごみ場の不便さ解消と環境整備について
背景、論点	
令和7年10月1日以降、刈草・選定枝の主な搬入場所が変更されたが、その後、市民からは不便を訴える声が多く寄せられています。こうした状況を踏まえ、以前の方式への復帰について検討すべきではないかと考える。	
ねらい	
令和7年10月1日以降の刈草・選定枝の主な搬入場所が変更については、議会への事前報告もなく、市民への周知も十分とは言えません。なぜ搬入場所の変更に至ったのか、その理由や背景が公表されておらず、市民に対して経緯が説明されていない点が大きな課題。 今回の変更により、市民の負担は従来よりも増大しており利便性の低下が顕著になっています。そこで、以前の方式への復帰を検討するとともに、粗大ごみ搬入における旧町単位の縛りをなくし、市内のいずれの粗大ごみ場でも搬入できるようにし、市民の利便性向上を図るべきではないかと考える。	
説明に必要なデータ・根拠	
・変更前（旧方式）と変更後で刈草・選定枝（および粗大ごみ）の搬入量（重量/件数）の比較データとコストの比較データ。 ・各搬入所への「搬入回数や搬入者数の推移。 ・管理している会社の概要。	
質問内容1	
(1) 以前の方式への復帰について検討すべきでは。 (2) 市民からの不便を訴える声への対応は。 (3) 搬入場所の変更に至った理由や背景は。 (4) 変更前（旧方式）と変更後で、市民へのメリットは。 (5) 変更前（旧方式）と変更後でのコストの推移は。 (6) 旧町単位の縛りをなくし、市内のいずれの粗大ごみ場でも搬入できるようにし、市民の利便性向上を図るべきではないか。 (7) 各粗大ごみ収集所における刈草・選定枝の搬入量の入量の上限が統一されていないということはないか。	

質問事項1	いなべ市の獣害対策と熊への対応について
背景、論点	
地域の人口減少と高齢化、担い手不足が深刻しており、従来の獣害対策の継続が難しくなっている状況が山間地を中心に市民に深刻な問題となっている。 市民が熊情報に敏感になっている状況を受け、正確な情報、対策などを得られ、安心して生活できるようにする必要がある。	

ねらい			
獣害対策に必要なマンパワーを確保・充実させるための具体策を確認する。 熊による被害や事故を未然に防ぐための情報発信や安全対策の体制強化を明確にする。 これらを通じて、市民の安心・安全の向上と農業を含む地域生活の持続可能性の確保を図る。			
説明に必要なデータ・根拠			
1 獣害（シカ・イノシシ・サル）関連 ・農作物被害状況（市が把握している年度別の被害額、市内のどの地域・農作物が被害が多いか） ・防護柵・補護支援の現状（設置済みの電気柵の長さ・個所数、捕獲用の檻やわなの設置数、捕獲実績） ・担い手・人員状況（捕獲隊員の人数と平均年齢、補助制度利用者数の推移） ・被害件数の推移（市や県の報告書・統計資料） 2 熊関連 ・目撃情報件数（直近の市内熊目撃件数） ・情報伝達・通報体制（目撃情報が報告されるまでの時間、市の警告発令件数や方法）			
質問内容2			
（1）獣害対策 ①増え続けるシカ・イノシシ・サルの被害を今後はどのように対策をしていくのか。 ②地域だけの努力によるものではなく抜本的対策が必要では。 ③ワナ等の資格取得の補助をしては。 ④地域での追い払いの現状は。 ⑤獣害の苦情の推移は。 ⑥高齢化担い手不足といった、今後さらに深刻化しやすい構造問題を持続可能な対策として」どう進めていくのか。 ⑦地域の人口減少と高齢化、担い手不足が深刻しており、地域での「マンパワー不足」による従来の獣害対策の継続が難しくなっている現状をどのように進めていくのか。 （2）熊の対応について ①最近では、全国的にクマ（ツキノワグマ）の出没と人身被害が増えており、これに対応するため各地で体制の見直しが進められています。 三重県においてもクマ出没情報を手軽に確認できるスマートフォンアプリが導入され、住民への情報提供体制が強化されたが、本市で迅速な情報発信ができる体制も含め見直す動きはあるか。 ②過去数年の目撃件数、出没地域、通報・警告の件数、被害の有無など。 ③人口減少、高齢化に伴う担い手不足が進行しており、獣害対策において具体的には防護柵の維持管理やワナ・罠設置、捕獲などの担い手が確保しにくい状況です。多くの地域で「駆除や柵の管理は高齢者に頼りきり」「若い世代の担い手がない」との声が上がっています。このような課題解消に向けて取り組んでいることは。 ④防護柵整備状況及び維持管理体制（設置数、補助制度の利用状況、管理責任、維持費負担など）を明らかに。 ⑤近年のクマの出没情報・被害例の有無及び出没時の情報発信体制（通報フロー、住民への警戒呼びかけ、登山者、入山者・地域住民への周知方法など）について、現状と今後の改善方針は。			
受付日時	令和7年12月1日	午前 8時 30分	受付番号 11



発言通告書（一般質問）

令和7年12月1日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

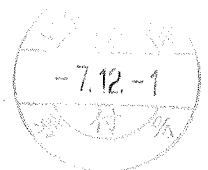
質問順位	会派名	氏名	押印
9	新政・絆	西井 真理子	

質問事項1	継続できる保育を目指して
背景、論点	
子育て支援、少子化対策が全国的な課題となっている中で、本市の保育行政において、見過ごすことのできない状況がある。それは、第二子・第三子の出産に伴い、3歳児未満児が保育園を退園しなければならない状況にある。 このことにより、いくつかの問題が起こっている。 ・子どもの発達の影響 特に0～2歳の子どもにとって、生活リズム、人間関係、安心できる環境は発達の基盤である。退園により環境が変わってしまうことは、心理的な不安やストレスにつながる。 ・家庭への負担の増加 新生児の育児、母体の回復、睡眠不足、そして上の子の育児が同時に発生する。本来支援されるべき時期に、逆に負担が増える現状は産後うつや孤育てのリスクを高める。 ・自治体間格差・不公平感の発生 すでに近隣自治体では、出産時のきょうだい児に対して在園継続制度を導入している。本市が退園を強いる運用を続ける場合、子育て世代にとって本市が選ばれにくい地域となる。 3歳未満児が、母親の出産を理由に退園となる現状は、子どもの育ちの連続性を断ち、家庭に大きな負担を生じさせている。 出産は個人の事情ではなくいなべ市全体としての未来への投資である。 「出産したら退園」ではなく、「出産しても安心して通える仕組み」を構築していくべきである。	
ねらい	
家庭への負担を軽減し、安心して産み育てる環境の拡充を図る	
説明に必要なデータ・根拠	
特になし	
質問内容1	
(1)本市において、産前産後休業や育児休業取得時に、3歳未満児が退園となるケースはどれほど存在しているか。このことについて実態調査は行われているか。 (2)退園となった家庭に対する市の支援や、相談体制、フォローアップは存在するか。ある場合は内容を。ない場合は課題認識を。 (3)本市が3歳未満児の退園運用を継続している理由として、保育士不足や配置基準の問題がどの程度影響しているか。 (4)保育士不足解消に向け、他自治体では、家賃補助、奨学金返済支援、新規採用支	

援金、潜在保育士の復職支援などが行われている。当市の人材確保に向けた今後の方針は。

(5)退園ではなく、在園継続を原則とする方向へ見直す考えはあるか。市長の見解は。

質問事項 2	狭あい道路整備補助金制度導入で安全な住環境を		
背景、論点			
災害リスクの高まる日本において、避難路や緊急車両通行の確保は喫緊の課題である。市内にも幅員 4m未滿の狭あい道路が多く、消防車や救急車の通行、災害時の避難、安全な建て替えが困難な区域が存在する。 近隣市町では、安全で良好な生活環境を確保することを目的に、「狭あい道路拡幅整備事業」を促進している。この事業は、「要件を満たす、4メートル未滿の道路」のセットバック部分を寄付した際に報償金を支払い、住民負担を軽減している。いなべ市においては同様の制度がないため、狭あい道路の改善が進みにくく、市民の安全・生活の利便性に影響がでている。			
ねらい			
当市において、私道および狭あい道路に接する敷地所有者と協力し、後退用地の寄付と報償金の支払い、市による拡幅整備を行うことで、 ・防災面において、緊急車両が通行しやすくなり、災害時の避難路が確保される。 ・安全面では、老朽化した堀・建物・道路環境が改善される。 ・住環境の改善により、土地活用の円滑化などで移住者が増える。 などの多くのメリットがある。			
説明に必要なデータ・根拠			
四日市市の市民向けパンフレット			
質問内容 2			
(1)市は狭あい道路の安全性・防災性の向上のため、補助制度の導入の必要性をどのように認識しているか。 (2)近隣市町で行われている「後退用地の寄付＋報償金」の制度を把握しているか。 (3)補助金額、対象道路条件、後退用地の取り扱いなど導入に向けた制度設計の考えはあるか。 (4)災害時の避難路確保、生活道路の安全確保、老朽堀撤去、建て替えの円滑化など市民・行政双方にとってのメリットをどのように考えているか。			
受付日時	令和 7 年 12 月 1 日 午前 8 時 30 分		受付番号 12



発言通告書(一般質問)(令和7年12月議会)

令和7年11月 日

いなべ市議会議長様

次のとおり通告します。

質問順位	会 派 名	氏 名	
10	いなべ未来	岡 英 昭	

質問事項 1	ごみの適切な処理について		
背景、論点	令和8年度から始まる第3次市総合計画基本構想の中で快適な生活環境のために、ごみの減量化や資源のリサイクル推進等適切な処理の周知を図る。バイオマス資源の内、家庭から発生した刈草および剪定枝を燃やさず破砕機で処理し、堆肥用の原料とすることで余すことなく再生利用して市民、市内企業等で有効活用してもらえる体制を確立するとしている。		
ねらい	市民の批判、相談の多いなか市民の利便性、納得感をもつごみ処理方法を。		
説明に必要なデータ、根拠	必要なし		
(1) 今年10月より「いなべG&Bエコヤード(自然応用化学(株)運営)」にて刈草および剪定枝の受け入れが始まったが、この基本構想の中での実施施策か。			
(2) 構想の内の令和8年度からの第2次一般廃棄物処理基本計画および一般廃棄物処理実施計画は策定されたのか。			
(3) 今回の刈草、剪定枝の農業公園内への搬入は令和8年度からのこの計画によるものか、10月からに時期が早まったのか。			
(4) 農業公園内のみへの搬入に市民の批判が多数あることを把握しているか。			
(5) 市内各所から農業公園までは長時間を要する、遠方で高齢者の運搬は困難等の声があり、直送でなく各町等に搬入中継場所を設置する等の措置は考えられないか。			
(6) 市民が納得する受け入れ処理方法または改善策は示せないか。			
質問項目 2	高齢者の再活躍の場の提供を		
背景、論点	人手不足が深刻化する中、高齢者の経験を生かした活躍の場を		
ねらい	再雇用の機会を増加させる		
(1) 市は高齢者福祉計画で高齢者が元気で活躍できるまちを基本目標に、就労機会の拡充を掲げている。社協、市シルバー人材センターなど公的な場で求める職種は。			
(2) 資格を要する職種はあるのか。			
(3) 社協、シルバー人材センターなどの応募の状況は。募集の周知方法は。			
(4) 高齢者の職のリタイヤ後の再雇用の現状は。(課題も含めて)			
(5) 高齢者の就労機会の拡充についてどのように考えるか。推進の姿勢は。			
(6) 以前質問した市とハローワークとのマッチングの状況はどのようなであるか。			
(7) 菰野町との定住自立圏形成協定を締結し、共同のごみ処理センター建設へとつながるがこのことにより高齢者の働く場の増加につながるか。			
質問項目 3	中学校部活動の進捗状況を問う。		
背景、論点	文科省が完了を指導する部活動地域移行から地域展開へ。		
ねらい	令和8年度2学期からの部活動地域展開が確実に実施されること。		
説明に必要なデータ、根拠	必要なし		

- (1) 学校部活動が地域移行から地域展開となり中学生の選択肢が広がる可能性があるが、その指導員確保に課題があるということであった。選択できるような開設可能な種目数となるのか。
- (2) 2年生の新チームとなる来年2学期から活動開始予定であるが、課題を含めた進捗状況は。
- (3) 教員が地域クラブの指導員となる数は。
- (4) 平日の学校の部活動と土日休日の地域クラブとの生徒の関わり方はどうなるのか。
- (5) 教員と地域指導員との指導上の関わり方は。
- (6) 昨年度部活動モデル事業として剣道を地域クラブとして創設、活動実施したが検証は行ったのか。どんな課題が出たのか。
- (7) 「部活動ガイドライン」を作成し、運用するとしているが作成は終えたのか。
- (8) 生徒は平日と土日休日と活動種目を異なって所属してもよいのか。
- (9) 以前の答弁で部活動は平日2時間以内、休日3時間以内の活動とし、1週間に2日の休みを設けるとしているが、平日と土日休日の生徒の関わり方は。
- (10) 土日休日外部クラブチームでの活動と平日学校部活動との関わりは。
- (11) クラブチームに加入する生徒は学校の部活動にも所属しており土日休日の試合、大会で重複する課題があるとの答弁があったが今後どうなるのか。
- (12) 土日休日の大会、練習試合等の引率責任者は。万が一の事故等の責任所在等は。
- (13) 教員の休日の指導には手当が支給されるが、地域指導員との違いは。
- (14) 地域指導員の保険、手当等の処遇は。
- (15) チームの基本形態は学校単位か。大会出場時のチーム名はどうするのか。
- (16) 大会、試合等の移動方法、形態は。
- (17) 加入希望生徒数が少ない学校の活動はどのように考えているのか。
- (18) 全国大会につながる中体連大会との関係性はどのようになるのか。
- (19) 地域クラブに参加したくとも経済的(会費、部費等)、送迎等によりできない生徒とできる生徒との格差の問題をどう考えるか。

受 付	令和7年11月26日	午前・午後9時30分	受付番号	1
-----	------------	------------	------	---

-7.11.26

発言通告書（一般質問）

令和7年12月1日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
11		岡 恒和	

質問事項1	いなべ市認定こども園の運営状況と課題について問う
背景、論点	
前議会で9月現在の保育所待機児が39人とされた。その主たる原因が保育士不足と答弁された。また、その中で社会福祉協議会への委託や外部人材に頼らざるを得ない状況が明らかになった。今回は、このままの状況では、待機児がなくならないこと、安定した保育事業の実施が困難さを増すと予想されることからその対応について問う。	
ねらい	
保育環境を充実させ、保育所の安定した運営と待機児ゼロを目指す取り組みを図る。	
説明に必要なデータ・根拠	
・これまでの執行部答弁 ・総務省の定員管理についての調査資料等。 ・会計年度任用職員事務処理マニュアル（第2版）及び関連総務省通知。 ・三重県潜在保育士就労等意識調査報告書（H30年）	
質問内容1	
（1）保育環境の充実、改善を図るために、人材派遣会社頼りとなっている現状の認識と対策を問う ①人材派遣への委託が急増していることに対する問題意識は。 ②来年度の人材派遣委託の予算規模は。 ③来年度以降の推移は。 ④対策は。 （2）会計年度任用職員の任用と処遇改善への取り組みを問う ①令和7年9月議会で、保育士のフルタイム任用に関し「今年も来年度も引き続き、フルフルタイム勤務とすべき業務量があるかどうかを確認して、その中で希望する人を採用していきたい」と答弁があった。来年度のフルタイム任用は何人か。 ②同じく9月議会で「期末勤勉手当の支給範囲を広げていく。これに合わせてまた支給月数の方もふやしていくように検討していく」と答弁があったが、来年度から改善することはあるのか。 ③三重県潜在保育士就労等意識調査報告書（H30年）で「離職した主な理由に「妊娠・出産・子育て」を挙げた方のうち「保育士として働きたい」という就労意向は、47.0%と多いことから、出産や子育て等により一時的に離職した後、子育てが落ち着いた後に復帰を希望していることが推測できる」としている。採用募	

集に関し、こうした調査を参考に進めていることはあるか。

- ④これまで保育士の職の内容、勤務形態などから、少なくともフルタイム任用とすべきと求めてきた。ようやく令和7年度から10人がフルタイム任用となった。フルタイム任用とされた10人について、会計年度任用職員事務処理マニュアルに照らし、本来常勤職員を充てるものとされる職はないか。

(3) 公立保育所の民営化(社会福祉協議会への移管)を問う

- ①保育士不足の抜本的解決には、公立保育所への保育士の新規採用が必要と考える。新規採用すればキャリアの蓄積、安定した運営が期待できる。新規採用する考えはあるか。
- ②四日市市長は2024年度に、72人という多くの待機児が発生したことから「公立園においては、来年度に向け正職員の保育士採用数の大幅増加、会計年度任用職員パートタイム保育士の待遇改善等を実施する」「市立保育園等への支援強化を図る」と表明された。いなべ市でもこうした対応が求められると思うがどうか。

質問事項2 特別養護老人ホーム建設について問う

背景、論点

高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が介護を必要とする時、安心して入れる特別養護老人ホームが支えとなる。いなべ市の高齢者の状況をみると、現在のベッド数では不足しており、建設が急がれる。

ねらい

特別養護老人ホーム建設計画を早急に策定し、入所待ち期間をできるだけ短くする。それにより安心して居宅介護も行える環境整備を図る。

説明に必要なデータ・根拠

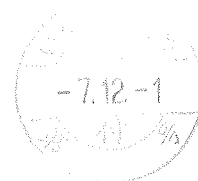
- ・いなべ市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画
- ・これまでの執行部答弁

質問内容2

- (1) 特別養護老人ホーム入居待ち数直近5年間の推移は。
- (2) 入居待ち期間はどの程度か。
- (3) 直近5年間の要介護4以上の人数は。
- (4) 今後の推移は。
- (5) いなべ市内の特別養護老人ホームのベッド数は。
- (6) 建設計画についてどのように想定しているか。

受付日時 令和7年12月1日 午前8時30分

受付番号 6



発 言 通 告 書（ 一 般 質 問 ）

令和7年12月1日

いなべ市議会議長 様
次のとおり通告します。

質問順位	会派名	氏名	押印
12		黒瀬 信明	

質問事項1	市税について
背景、論点	
三重県は、外国人割合が全国第4位と高く、その中で本市の外国人割合は県内第3位となっています。 今後も、本市で居住する外国人が増加すると予想されるため、本市の多文化共生の現状を知る必要がある。	
ねらい	
真の多文化共生を行うために、日本人の負担が多くなる不公平を是正する。	
説明に必要なデータ・根拠	
特になし	
質問内容1	
(1) 国民健康保険税について ①日本人世帯と外国人が世帯主となる外国人世帯、それぞれの国民健康保険税の収納率は。 ②日本人世帯と外国人が世帯主となる外国人世帯、それぞれの国民健康保険税収納額及び収入未済額の状況は。 ③本市の永住者を除く外国人国民健康保険の賦課額はいくらか。 ④「国保財政の透明性」を確保するためにも、永住者を除く外国籍世帯の賦課額、収納額、未済額は定期的な公表が必要だと考えます。今後、これらのデータを年度ごとに公開する考えは。 (2) 住民税について ①日本人世帯と永住者を除く外国人世帯の住民税の収納率は。 ②永住者を除く外国人世帯の住民税収納額はいくらか。 ③永住者を除く外国人世帯の住民税未済額はいくらか。 (3) 日本人世帯、外国人が世帯主となる外国人世帯、永住者を除く外国人世帯の市税収納の状況について、どのような評価をされているか。 (4) 外国人が世帯主となる外国人世帯、永住者を除く外国人世帯の税収納について、課題と対策は。	

質問事項2	外国人世帯に関する生活保護運用の実態把握について		
背景、論点			
外国人生活保護に関しては、SNSなどで誤情報が拡散しやすく、「外国人が大量に受給している」「不正が横行している」といったデマが地域の対立を生む原因となっています。 正確なデータに基づく公的説明を市が行うことで、住民の不安解消につながります。 日本人・外国人を問わず、生活保護は「最後のセーフティネット」であり、資産調査・収入調査の公平な実施は制度の信頼性そのものです。 外国籍世帯における金融口座・海外資産の扱いについて透明性を高めることは、制度の公正さを担保する狙いがあります。 生活保護制度の信頼を守るには、実態を可視化し、誤解を防ぎ、適正運用を明らかにすることが最重要です。 本市として、外国籍・日本籍に限らず“データに基づく福祉行政”を進める意義があります。			
ねらい			
地域の不安・誤解の予防のため、生活保護事務の実態を明らかにするとともに、今後、透明性を図るため公開に向けて方針を明らかにする。			
説明に必要なデータ・根拠			
いなべ市の生活保護に関する実態（数値）			
質問内容2			
(1) 外国籍世帯の生活保護受給者数及び受給割合 全国統計では、世帯主が外国籍の生活保護世帯は全体の約2～3%とされていますが、本市の実態把握が不可欠と考えます。 ①過去5年間の推移 ②日本人世帯との比較 (2) 資産確認に関する金融機関の口座の取扱い 生活保護申請において、資産調査は日本人・外国人にかかわらず同一基準で行われるべきものです。 ①金融機関口座の提出状況 ②国内外の金融資産の申告義務の実際の運用 ③外国世帯の場合、金融機関情報の確認や翻訳等の負担がどう処理されているか (3) 海外口座・国外送金に関する調査実績について、以下、可能な範囲でデータを示していただきたい。 ①外国籍の受給世帯について、海外口座の有無の確認を行った件数 ②国外送金や資産移転が疑われ、調査を実施し件数（過去5年間） ③②の結果としての対応件数（保護の変更、返還請求、指導等） (4) 制度運用の透明性向上について 外国人世帯をめぐっては、誤解や偏見が生じやすい分野であり、事実に基づく情報公開が本市の行政への信頼につながります。 今後、外国籍世帯の受給数・割合、申請時の資産確認の運用状況、不正防止のための調査体制などを定期的に公開する方針を検討していただきたいが、意向は。			
受付日時	令和7年12月1日 午前 8時 30分		受付番号 10